

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第134条第2項
処分の概要	市町村立各種学校の閉鎖命令 市町村立各種学校の設備等の変更命令
法令の定め	第134条 2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。(以下省略)
処分基準	
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係 (電話番号：011-231-4111 内線35-711)
問い合わせ先	同上
備考	審査実績がなく、また、将来的にも見込みがないため、審査基準を設定しない。